



**資源の安定供給確保における税制度の効果検証等に関する調査
調査報告書**

デロイト トーマツ税理士法人
2025年2月28日



目次

1	はじめに	3
1-1	本事業の背景	4
1-2	本事業の目的	5
1-3	本事業の実施概要	6
2	現行制度の確認及びロジックモデルの作成	7
2-1	資源開発に係る政府支援制度	9
2-2	海投損の制度情報及びロジックモデルの作成	14
3	投資促進効果を示す指標の検討	17
3-1	投資促進効果を示す指標の一覧	19
4	諸外国における資源開発に関する税制度及び効果検証方法の調査	25
4-1	諸外国における資源開発に関する税制度の調査	26
4-2	諸外国における資源開発税制の効果検証方法の調査	31
5	政策効果の分析：関係団体、企業へのヒアリング実施	
6	政策効果の分析：投資促進効果の検証	38
7	今後の資源の安定供給確保における税制度の検討	

1 はじめに

1-1 本事業の背景

背景：エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには
自主開発の推進を図ることが極めて重要である

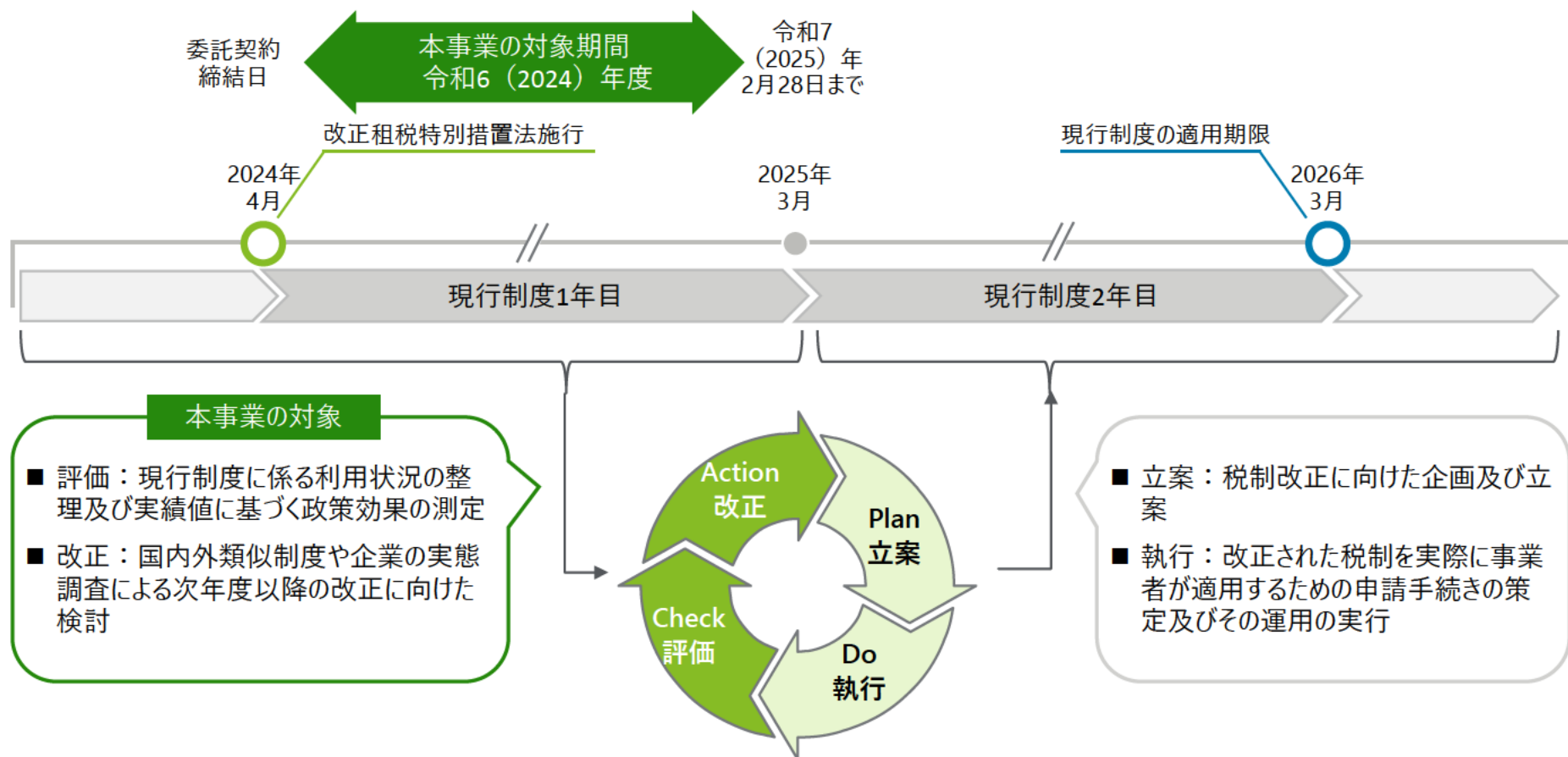
- 石油・天然ガスや金属鉱物といった資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。
- 特に近年では、世界の石油・天然ガス供給余力は減少しており、我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。また、2050年カーボンニュートラルに向けて、様々な部門でのエネルギー転換が必須であり、これらの実現に鉱物資源は必要不可欠となっている。
- 他方で、これらの資源の探鉱・開発といった資源開発事業は、巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。
- 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、租税特別措置法に基づく海外投資等損失準備金制度（以下「海投損」という。）により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動の後押しを行っている。
- 今般、「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、海投損の適用期限を2年（令和7年度末まで）の延長をすることとしている。他方で、海投損が資源開発事業の投資決定や我が国における資源の安定的かつ低廉な調達にどのように寄与しているかを把握・分析することは、今後の我が国の資源開発について検討していくうえで必要不可欠である。

出所：資源エネルギー庁、[2030年/2050年を見据えた石油・天然ガス政策（令和2年12月）](#)

1-2 本事業の目的

目的：政策効果の検証及び将来的な政策立案に活用すること

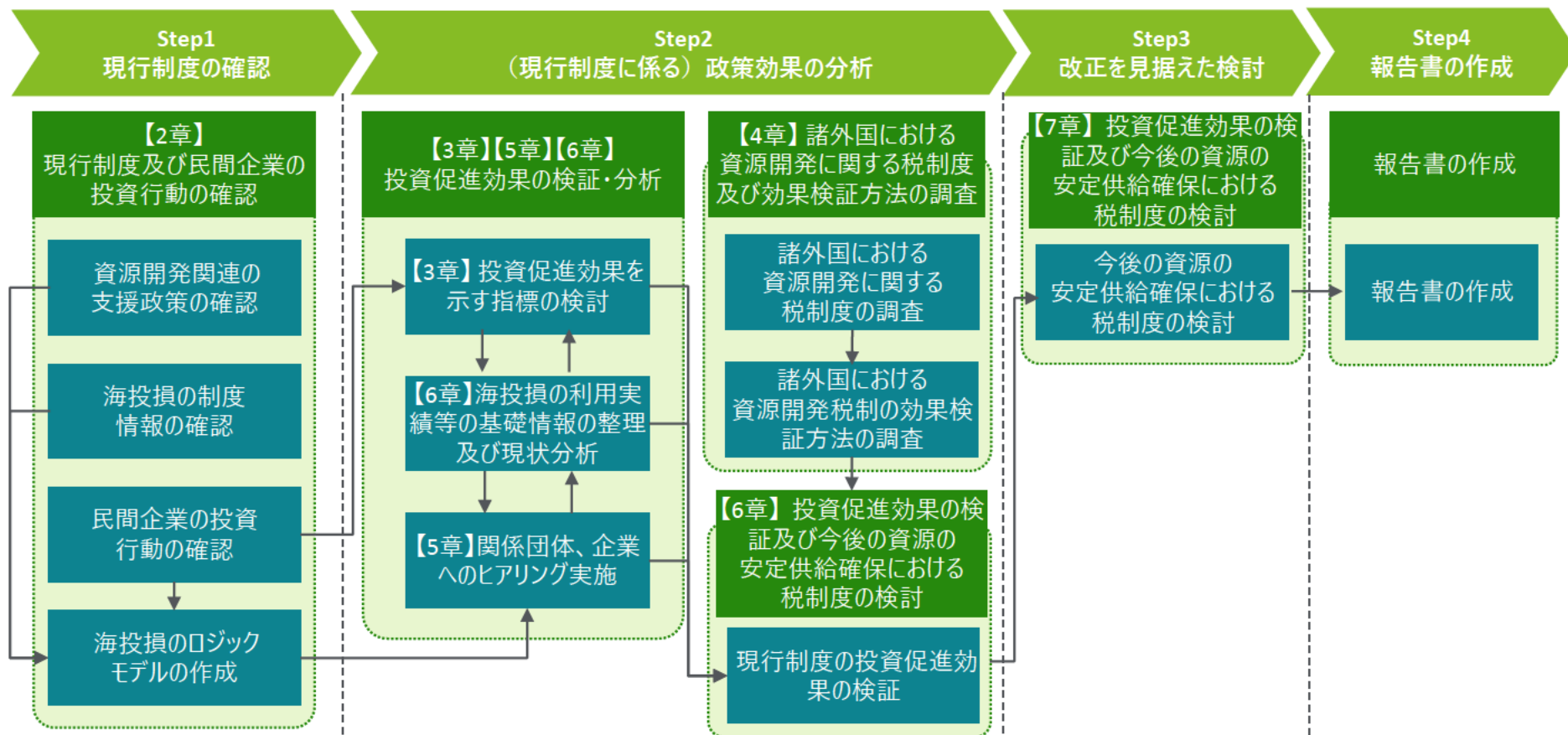
- 本事業では、海投損を利用することによる投資促進効果の検証等を行うとともに、諸外国における同様の税制度やその効果検証結果を調査することで、今後の資源の安定供給確保における税制度のあり方を検討することを目的とする。



1-3 本事業の実施概要

まずは「海投損のロジックモデルの作成」に重点を置き、企業ヒアリング及びデータ分析を通じて海投損の投資促進効果の検証を実施した。

- 本事業は、以下の4つのStepで実施した。Step1で「現行制度の確認」、Step2で現行制度に係る「政策効果の分析」を行い、Step3で「改正を見据えた検討」を実施した。最後に、Step4で本事業で得ることができた分析結果及び示唆を織り込みながら「報告書を作成」した。



2 現行制度の確認及びロジックモデルの作成

2章のまとめ

次章以降で政策効果の分析を実施するにあたり、現行制度の確認及び海投損のロジックモデルを作成した。

■ 実施概要

- 実施目的は、次章以降で、政策効果の分析を実施するにあたり、海投損のロジックモデルを作成することである。
- 海投損のロジックモデルを作成するために、以下2点を確認した。
 - ① 資源開発に係る政府支援制度：税制支援2制度（海投損含む）、金融支援7制度（融資、出資、債務保証等）
 - ② 海投損の制度情報：制度趣旨、制度内容、改正経緯及び政策目的

2-1 資源開発に係る政府支援制度

資源開発関連の政府支援政策（石油・天然ガス）

資源開発分野においては、海投損や減耗控除の税制だけでなく金融等を含む政府支援が、事業段階別に複数準備されている。

各種ツールを通じた石油・天然ガス開発支援

- 「調査→探鉱→開発→生産」の各段階において、リスクや資金ニーズに応じた支援ツールを整備。
- JOGMEC等の有する、これらの支援ツールを有機的に連携させ、日本企業の自主開発を促進。



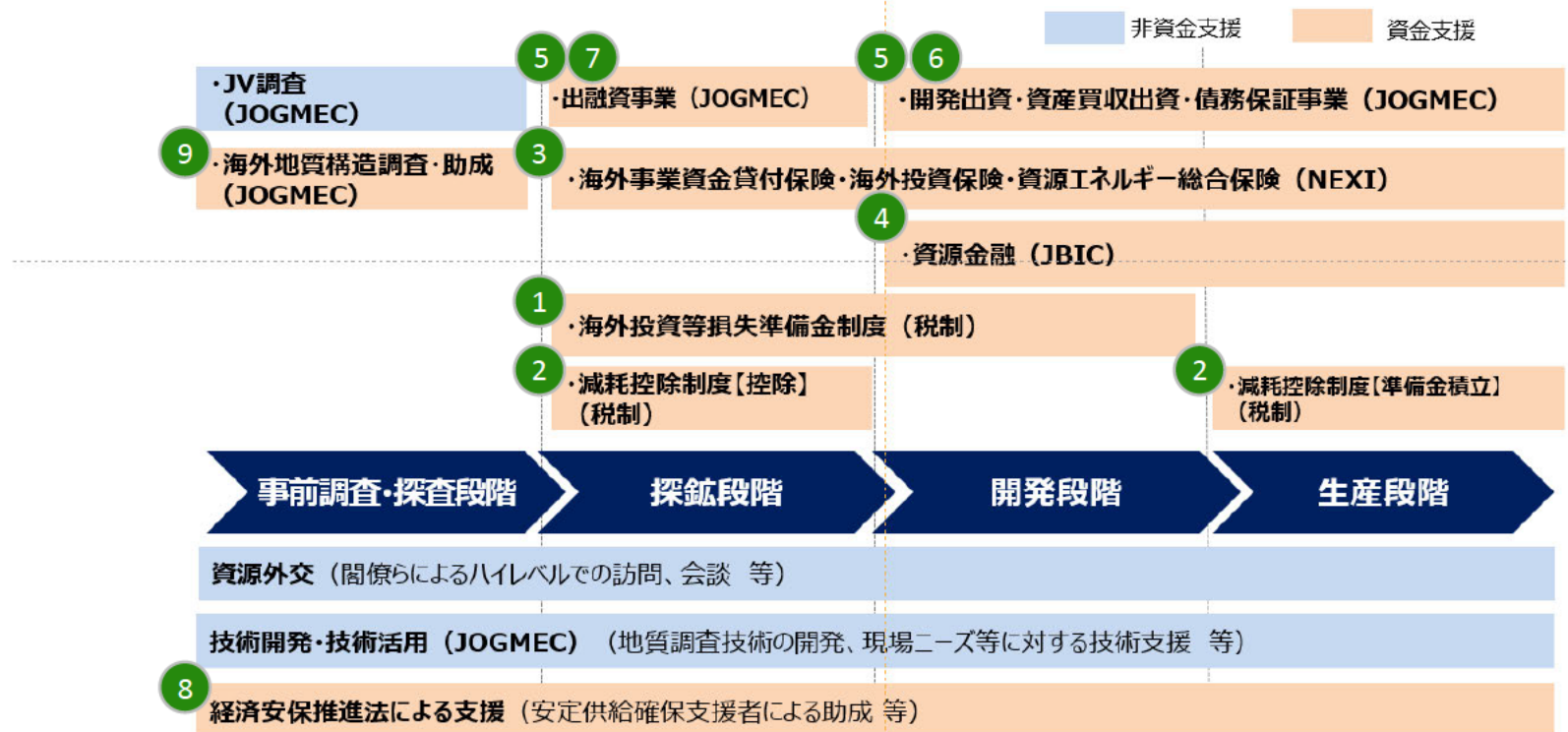
出所：資源エネルギー庁「[2030年/2050年を見据えた石油・天然ガス政策](#)」。（参照：2025-01-27）。

資源開発関連の政府支援政策（金属鉱物）

資源開発分野においては、海投損や減耗控除の税制だけではなく金融等を含む政府支援が、事業段階別に複数準備されている。

鉱物資源の供給源の多角化・上流権益の獲得に向けた政策支援ツール

- 民間企業が進出できない資源国やフロンティア地域での案件組成・先行的調査を通じた権益確保支援、企業プロジェクトへのリスクマネー供給等、JOGMEC等の有する支援機能を有機的に連携させ、我が国企業の自主開発を促進する。



出所：経済産業省より提供

資源開発関連の政府支援政策の概要【1/2】

資源開発における我が国の支援政策は、税制以外にも用意されており、海投損は其中で探鉱・開発段階の支援を対象とした措置である。

	政策名	政策種類	所管	概要
1	海外投資等損失準備金（海投損）	税制（準備金）		海外での資源の探鉱・開発に関する事業へ投資をする国内企業のリスク（取得株式等の価額低下等）に備えるため、事業への投資した費用の一部について準備金の積立を認める制度
2	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除）	税制（準備金・控除）	経済産業省（資源エネルギー庁）	自ら鉱山等を開発する事業者が、採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認める制度
3	海外事業資金貸付保険・海外投資保険・資源エネルギー総合保険	保険	株式会社日本貿易保険（NEXI）	- 海外事業資金に係る貸付金の回収不能による損失や、海外に有する株式又は不動産の権利等に係る損失を補填する保険 ✓ 我が国の資源エネルギーの安定供給確保に資する一定の要件を満たす案件については、資源エネルギー総合保険により、海外事業資金貸付保険に係る優遇措置が受けられる
4	資源金融	融資	株式会社国際協力銀行（JBIC）	日本の資源の安定的確保に資するプロジェクト（日本企業による権益確保等）を行う日本企業等に対して融資を行う事業

出所：資源エネルギー庁.“[海外投資等損失準備金](#)”。（参照：2025-1-27）。経済産業省.“[令和7年度税制改正要望書](#)”。（参照：2025-1-27）。株式会社日本貿易保険.“[海外事業貸付保険](#)”。“[海外投資保険](#)”。“[資源エネルギー総合保険](#)”。（参照：2025-1-27）。株式会社国際協力銀行.“[投資金融](#)”。（参照：2025-1-27）。

資源開発関連の政府支援政策の概要【2/2】

資源開発における我が国の支援政策は、税制以外にも用意されており、海投損は其中で探鉱・開発段階の支援を対象とした措置である。

	政策名	政策種類	所管	概要
5	出資事業	出資	独立行政法人 エネルギー・金 属鉱物資源機 構 (JOGMEC)	【石油・天然ガス】石油・可燃性天然ガスの探鉱、採取若しくは権利譲受け、可燃性天然ガスの液化若しくは貯蔵又は海外事業法人買収等に係る資金に対して出資を行う事業 【金属鉱物】金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬又はこれらの権利取得に係る資金等に対して出資を行う事業
6	債務保証事業	債務保証		【石油・天然ガス】石油・可燃性天然ガスの採取若しくは権利譲受け、可燃性天然ガスの貯蔵又は海外事業法人買収等の資金に係る債務を保証する事業 【金属鉱物】金属鉱物の採掘、選鉱又は製錬等に係る資金に係る債務を保証する事業
7	融資事業	融資		【金属鉱物のみ】金属鉱物の探鉱又は探鉱に必要な権利取得に係る資金等を融資する事業
8	重要鉱物助成金 交付事業	助成		【金属鉱物のみ】重要鉱物に指定された金属鉱物の安定供給確保を図る上で効果的な取組みを行う事業者に対して、当該取組みに係る負担額の50%の助成金を交付する事業
9	海外地質構造調 査	共同調査・ 助成		【石油・天然ガス】外国政府や国営石油会社、国際大手石油会社等と協力関係を結び、対象地域の石油・天然ガスポテンシャルを評価する事業 【金属鉱物】海外において金属鉱物の探鉱を行う際、本邦法人等に対して対象地域の地質構造の共同調査又は一部費用の助成を実施する事業

出所：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、「[石油・天然ガス開発](#)」、「[金属資源開発](#)」。（参照：2025-1-27）。

2-2 海投損の制度情報及びロジックモデルの作成

海投損の制度情報

海投損は、国内企業が実施する石油・天然ガスや金属鉱物における探鉱・開発プロジェクトへの更なる投資を促進する趣旨で措置されている制度である。

(5-1) 海外投資等損失準備金の見直し及び延長 (法人税・法人住民税・事業税)

見直し・延長

- ロシアによるウクライナ侵略の影響で世界の石油・天然ガス供給余力は減少。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。
- 2050年カーボンニュートラルに向けては、様々な部門でのエネルギー転換が必須であり、これらの実現に鉱物資源は必要不可欠。他国に資源を依存しているレアメタル等は、経済安全保障上のサプライチェーンの脆弱性が存在。

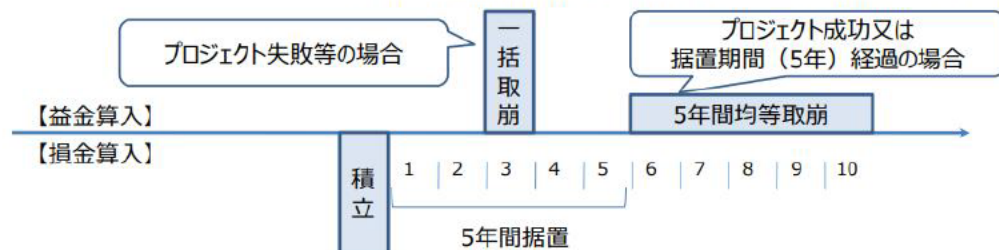
➡ 為替相場や燃料価格が変動する中、資源の安定的かつ低廉な調達のため、税制の面で石油・天然ガス、金属鉱物の資源開発事業へ政策的に支援を行うことは、国民生活を守るうえでも必要不可欠。

改正内容 適用期限の**2年間延長** (令和7年度末まで)

※ (見直し事項) 対象となる特定株式等から経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の助成金の交付を受けた法人がその助成金をもって取得したその助成金の交付の目的に適合した株式又は出資を除外

制度趣旨 国内企業が石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発を行う際、必要な資金の一部を準備金として積立て、損金算入を認めることで、手元に資金を残し、さらなる投資を促進する。

- 【対象】 石油、天然ガス、金属鉱物
- 【準備金の取崩し方法】
・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。



経済産業省から認定を受けた海投損利用プロジェクトは、損金算入可能な準備金を積立てることで、**課税の繰延べをすることができる**ため、海投損非利用プロジェクトと比較して、**プロジェクトの経済性が改善**することで、投資を促進する効果が期待される

■ **海投損利用プロジェクト**：海投損の積立てに関して経済産業省の認定を受けた株式等に係るプロジェクトである。本事業では、後述の通り、企業の投資判断時の影響を調査することが目的であるため、実際に積立たたかどうかは問わない

■ **海投損非利用プロジェクト**：上記、海投損利用プロジェクト以外のプロジェクトとする

出所：経済産業省、「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について（令和5年12月）」。（参照：2025-01-27）。

海投損のロジックモデル

本事業では、主に「海投損と企業の投資判断」に係る因果関係に焦点を当てて調査を実施した。

■ 本事業では、海投損のロジックモデルを以下のとおり整理した。

- インプットには「租税特別措置法第55条」を設定した。
- アクティビティには「租税特別措置法の改正」を設定した。
- アウトプットには「改正税制の施行」を設定した。
- 短期アウトカムには、まず、投資法人が投資判断を行う際の「投資判断指標の向上による投資促進」を設定し、次に、投資法人による投資実行を示す「出資」、そして最後に事業法人による生産時の「生産量の向上」を設定した。
- 長期アウトカムには「自主開発比率・自給率の向上」を設定した^{*1}。
- 最終的なインパクトには「資源・エネルギー安定供給の確保」を設定した。

出所：経済産業省、「[令和6年度税制改正要望書](#)」。（参照2025-01-25）。

*1：令和6年度税制改正要望書において、石油・天然ガスにあっては、自主開発比率を、2030年に50％以上、2040年に60％以上に引き上げることを、金属鉱物にあっては、自給率を、2030年までに80％以上に引き上げることを政策の達成目標としている。

3 投資促進効果を示す指標の検討

3章のまとめ

企業が資源開発事業への投資判断を行う際に重視する指標について、一般的な定義を調査し、6つの指標を特定した。本章の調査結果を基に、5章の企業ヒアリングにて実務上の取扱いを確認した。

■ 実施概要

- 実施目的は、企業が資源開発事業への投資の判断を行う際に重視する指標として IRR（Internal Rate of Return：内部収益率）がある中、海投損を利用することによる投資促進効果を示す指標として、他にどのような指標が考えられるか検討するためである。
- 調査手法は、管理会計や資源開発事業に関する書籍によるデスクトップ調査である。
- 本章では、投資促進効果を示す指標の一般的な定義を調査し、各指標の特徴（メリット・デメリットを含む）や指標の計算に必要なデータ項目等を整理した。それらを踏まえ、後段の企業ヒアリングにて実務上の取扱いを確認した。

■ 実施結果

- 本章の文献調査では、①原価比較法、②投資利益率法（ROI）、③回収期間法、④割引回収期間法、⑤正味現在価値法（NPV）、⑥内部収益率法（IRR）の6つの指標を特定した。
- 特定した6つの指標は、計算方法に加え、使用するデータ（利益ベース or キャッシュフローベース）や現在価値に換算しているかといった観点で違いがみられた。

■ 本章で得られた示唆

- 資源開発のような長期的なプロジェクトについては将来収支は現在価値を算定する際に大きく割引されるため、時間価値を考慮している指標での評価が適していると考えられる。また、使用するデータに関しては、キャッシュフローは決算上の利益と比較して、会計処理方法による変動がなく客観的な数値である点にメリットがある。
- 特定した6つの指標の内、キャッシュフローベースで計算され時間価値を考慮している指標は3つあるが、中でも収益性を評価するNPV及びIRRの2つの指標を中心に、民間企業の投資判断が行われていると考えられる。

3-1 投資促進効果を示す指標の一覧

投資促進効果を示す指標【1/5】

投資判断の際に重視する指標に関してデスクトップ調査を行い、6つの指標を特定した。主に使用するデータ（利益ベース/キャッシュフローベース）や現在価値算定の観点で違いがみられた。

No.	指標	概要	計算式	決算上の利益又は キャッシュフロー	時間価値*1 の考慮
1	原価比較法	2つ以上の代替案を比較して、その 原価の低い投資案を採択する方法	年額原価＝資本回収費+操業費	収益の考慮は行わない	なし
2	投資利益率法（ROI： Return on investment）	プロジェクトから得られる年平均利 益額と投資額との比率	$\frac{\text{年々の税引後増分利益}}{\text{総投資額}}$	決算上の利益	
3	回収期間法（Payback Period Method）	初期投資額が、将来キャッシュフロー により回収されるまでの期間	$\frac{\text{投資回収がされる期間までのキャッシュフロー合計額}}{\text{初期投資額}}$	キャッシュフロー*2	
4	割引回収期間法 （Discounted Payback Period Method）	将来キャッシュフローを現在価値に換 算してから、投資の回収期間を計 算	将来キャッシュフローを現在価値に割り引いた上で、 $\frac{\text{投資回収がされる期間までのキャッシュフロー合計額}}{\text{初期投資額}}$		あり*3
5	正味現在価値法（NPV： Net present value）	将来キャッシュフローを、割引率で現 在価値に換算し、初期投資額を差 し引いた値	$\text{NPV} = \frac{C_1}{(1+r)} + \frac{C_2}{(1+r)^2} + \cdots + \frac{C_t}{(1+r)^t} - I$ C = 各年度のキャッシュフロー r = 割引率 t = 年数 I = 初期投資額		
6	内部収益率法（IRR： Internal rate of return）	投資案件のNPVをゼロにする割引 率のこと	$\text{NPV} = \frac{C_1}{(1+r)} + \frac{C_2}{(1+r)^2} + \cdots + \frac{C_t}{(1+r)^t} - I$ C = 各年度のキャッシュフロー r = 割引率 t = 年数 I = 初期投資額 IRR = 上記のNPVが0となるようなr		

出所：櫻井通晴. 管理会計. 第七版, 同文館出版, 2019, 920p.

*1：現在の貨幣価値と、将来における価値とは利子相当額だけ価値が異なるため、現在価値の算定が必要となる。

*2：キャッシュフローは決算上の利益と比較して、会計処理方法による変動がなく客観的な数値である点にメリットがある。

*3：資源開発のような長期的なプロジェクトについては将来の収支は現在価値を算定する際に大きく割引されるため、その影響を考慮することが適切である。

投資促進効果を示す指標【2/5】

理論面の調査として、書籍を基に一般的な特徴や資源開発事業の観点からみた特徴を確認し、ヒアリングで認識した実務面の調査結果と併せて整理した。

凡例：メリット  デメリット 

No.	指標	調査結果（理論面）		調査結果（実務面）
		各指標の一般的な特徴（メリット・デメリット）*1	資源開発事業の観点からみた特徴*2	
1	原価比較法	○ 理解しやすく計算が簡単である ○ 投資案の原価だけを比較してその優劣を決定するから、企業では効果が原価面だけに現れる取替投資案や、地方自治体のプロジェクトの評価には適する ✖ 拡張投資のようにその効果が収益と原価の両方に現れるプロジェクトの場合には、妥当な評価法とはいえない	（本指標に関する記載は確認できなかった）	（今回のヒアリングでは、本指標を検討指標としている企業は確認できなかった）
2	投資利益率法（ROI：Return on investment）	○ 決算上の利益と整合性がある ○ 計算が簡便である ✖ キャッシュフローの時間的要素を無視している。ただしキャッシュフロー投資利益率法によれば、その欠点はない ✖ 発生主義会計の手続きから得られる資料をもとに評価するので、減価償却費などの埋没原価を無批判のうちに原価項目に含めてしまう ✖ ある支出額を資本的支出とするか収益的支出とするかで結論が大幅に違ってくる	（本指標に関する記載は確認できなかった）	（今回のヒアリングでは、本指標を検討指標としている企業は確認できなかった）

出所：櫻井通晴. 管理会計. 第七版, 同文館出版, 2019, 920p.
一般財団法人日本エネルギー経済研究所 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構. 石油・天然ガスの開発のしくみ. 改訂版. 化学工業日報社, 2020, 334p.

*1：各指標の一般的な特徴（メリット・デメリット）に関する記載は、管理会計に関する書籍から記載している。

*2：資源開発事業の観点からみた特徴は、理論上の内容については資源開発事業に関する書籍から、実務上の内容については5章の企業ヒアリング結果を基に記載している。

21 令和6年度燃料安定供給対策調査等事業 © 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

投資促進効果を示す指標【3/5】

理論面の調査として、書籍を基に一般的な特徴や資源開発事業の観点からみた特徴を確認し、ヒアリングで認識した実務面の調査結果と併せて整理した。

凡例：メリット  デメリット 

No.	指標	調査結果（理論上）		調査結果（実務上）
		各指標の一般的な特徴（メリット・デメリット） ^{*1}	資源開発事業の観点からみた特徴 ^{*2}	
3	回収期間法 （Payback Period Method）	○ 計算が容易である ○ 投資回収を優先する際には重要な指標となる ✖ 貨幣の時間価値を考慮していない ✖ 投資回収後のキャッシュフローが無視される	・ 回収期間の観点では、一般的に世界中に市場があり買い手を探すのが容易な石油は、比較的早期の資金回収が可能である。一方でマーケットがパイプラインが発達している欧米に限定され、供給先選択のフレキシビリティが低い天然ガスは、投下資金の回収は石油に比べて遅めとなる	・ いくつかの企業で検討指標として採用されていることが確認できた ・ より短期のプロジェクトにおいて当該指標をするとのコメントもあった
	割引回収期間法 （Discounted Payback Period Method）	○ 時間価値を考慮した投資回収期間の算定が可能である ○ 計算が簡易である ○ 銀行借入が多い日本企業でに支払利息を考慮するために回収期間法で資本コストを含めた計算をするというのには、それなりの説得力がある ✖ 回収後のキャッシュ・フローを無視しているという欠点を克服することはできない		

出所：櫻井通晴. 管理会計. 第七版, 同文館出版, 2019, 920p.
一般財団法人日本エネルギー経済研究所 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構. 石油・天然ガスの開発のしくみ. 改訂版. 化学工業日報社, 2020, 334p.

*1：各指標の一般的な特徴（メリット・デメリット）に関する記載は、管理会計に関する書籍から記載している。

*2：資源開発事業の観点からみた特徴は、理論上の内容については資源開発事業に関する書籍から、実務上の内容については5章の企業ヒアリング結果を基に記載している。

22 令和6年度燃料安定供給対策調査等事業

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

投資促進効果を示す指標【4/5】

理論面の調査として、書籍を基に一般的な特徴や資源開発事業の観点からみた特徴を確認し、ヒアリングで認識した実務面の調査結果と併せて整理した。

凡例：メリット  デメリット 

No.	指標	調査結果（理論上）		調査結果（実務上）
		各指標の一般的な特徴 （メリット・デメリット） ^{*1}	資源開発事業の観点からみた特徴 ^{*2}	
5	正味現在価値法 （NPV : Net present value）	○ 投資規模を考慮した指標である ✕ 割引率の設定が必要である ✕ 投資額に対する資本効率是不明である	- NPVは各企業の経営方針やその時点の社会状況などによって変化するが、そのときの金利水準が参考にされることが多い - NPVは利益額そのものを主役とみるもので、投下資本と発生利益の関係（利益率）を示すものではない	IRRと並び、多くの企業で検討指標として採用されていた
6	内部収益率法 （IRR : Internal rate of return）	○ 割引率の設定が不要である^{*3} ✕ 内部利益率で再投資されるという前提で計算が行われるので相互排他的投資の正しい順位づけができない ✕ 2つ以上の利益率が算出されることがある ✕ 投資規模を考慮に含められない	- IRRは近視眼的な評価方法で、建設に時間がかかり、収益の発生が遅くなる巨大プロジェクトでは10%を超えるIRRを実現するのは難しい場合がある。そのような場合、例えば一定程度規模が大きいプロジェクトでは一般よりも低いIRR基準を適用する」などの経営判断がなされることもある - 一般にIRRが15%以上であればプロジェクトは優良で、「投資価値あり」と認定される	- ヒアリングを行った企業全てにおいて、IRRを検討指標の一つとしていた - Project IRR (PIRR)^{*4}とEquity IRR (EIRR)^{*5}の2種類が存在する

出所：櫻井通晴. 管理会計. 第七版, 同文館出版, 2019, 920p.
一般財団法人日本エネルギー経済研究所 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構. 石油・天然ガスの開発のしくみ. 改訂版. 化学工業日報社, 2020, 334p.

*1：各指標の一般的な特徴（メリット・デメリット）に関する記載は、管理会計に関する書籍から記載している。

*2：資源開発事業の観点からみた特徴は、理論上の内容については資源開発事業に関する書籍から、実務上の内容については5章の企業ヒアリング結果を基に記載している。

*3：割引率は、一般的には、加重平均資本コスト（WACC）を用いた資本コストが使用され、WACCはCAPM（capital asset pricing model）を用いて算出する必要がある。

*4：PIRR（Project Internal Rate of Return）：事業期間中のキャッシュフロー総額の現在価値が投下資本額の現在価値と等しくなる割引率に該当する。資金調達方法による影響を受けない純粋な事業の採算性を計るための指標である。

*5：EIRR（Equity Internal Rate of Return）：財務指標の一つで、自己資本に対する、事業期間を通じた最終的な収益率であり、事業者の出資金の現在価値と、配当の現在価値が等しくなる割引率に該当する。投資家にとっての採算性を計るための指標である。

23 令和6年度燃料安定供給対策調査等事業

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

投資促進効果を示す指標【5/5】

各指標の計算式と計算に必要なデータ項目を整理した。現在価値を算定する際の割引率は、一般的には加重平均資本コスト（WACC）が用いた資本コストが使用される。

No.	指標	計算式	必要とされるデータ項目	データ項目の留意点
1	原価比較法	年額原価＝資本回収費＋操業費	- 資本回収費 - 操業費（ランニングコスト）	- 投下資本に資本回収係数を乗じた値として求める - 操業費は、運転費ともいわれ、労務費、動力費、維持費など機械・設備を稼働させるのに必要な原価をいう
2	投資利益率法 (ROI: Return on investment)	$\frac{\text{年々の税引後増分利益}}{\text{総投資額}}$	- 各年度の税引後利益 - 総投資額	—
3	回収期間法 (Payback Period Method)	$\frac{\text{投資回収がされる期間までのキャッシュフロー合計額}}{\text{初期投資額}}$	- 将来のキャッシュフロー（収入と支出） - 初期投資額	キャッシュフローは、収入と支出の差額を使用する
4	割引回収期間法 (Discounted Payback Period Method)	キャッシュフローを現在価値に割り引いた上で、 投資回収がされる期間までのキャッシュフロー合計額 初期投資額	- 将来のキャッシュフロー（収入と支出） - 割引率 - 初期投資額	- キャッシュフローは、収入と支出の差額を使用する - 割引率は、一般的には、加重平均資本コスト（WACC）を用いた資本コストが使用される
5	正味現在価値法 (NPV: Net present value)	$NPV = \frac{C_1}{(1+r)} + \frac{C_2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{C_t}{(1+r)^t} - I$ C = 各年度のキャッシュフロー r = 割引率 t = 年数 I = 初期投資額	- 初期投資額 - 将来のキャッシュフロー（収入と支出） - 割引率	- キャッシュフローは、収入と支出の差額を使用する - 割引率は、一般的には、加重平均資本コスト（WACC）を用いた資本コストが使用される
6	内部収益率法 (IRR: Internal rate of return)	$NPV = \frac{C_1}{(1+r)} + \frac{C_2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{C_t}{(1+r)^t} - I$ C = 各年度のキャッシュフロー r = 割引率 t = 年数 I = 初期投資額 IRR = 上記のNPVが0となるようなr	- 初期投資額 - 将来のキャッシュフロー（収入と支出）	キャッシュフローは、収入と支出の差額を使用する

4 諸外国における資源開発に関する税制度 及び効果検証方法の調査

4-1 諸外国における資源開発に関する税制度の調査

4-1章のまとめ

韓国、ドイツ及びイタリアの3か国を対象として調査を行った結果、各国の資源開発を支援する税制度を確認した。

■ 実施概要

- 実施目的は、諸外国における海投損と同様の税制度やその効果検証結果を調査することで、今後の資源・エネルギー安定供給の確保における税制度のあり方を検討することである。
- 調査手法は、文献及びインターネット等による公開情報である。
- 調査対象と手順は、次のとおりである。
 - ・ まず、エネ庁と相談の上、日本と同様にエネルギーの輸入依存度の高い3か国（韓国、ドイツ及びイタリア）を選定した。
 - ・ 次に、インターネット調査を実施し、当該3か国の資源開発に係る税制度の概要を整理した。
 - ・ 最後に、確認できた税制度のうち、海投損と同様に支援対象者がアップストリームである税制度について、より詳細に調査を行った。

■ 実施結果

- 韓国で1件、ドイツで2件、イタリアで3件の資源開発に係る税制度を確認した。

■ 本章で得られた示唆

- 日本の資源開発に係る税制度（海投損及び減耗控除）と比較すると、韓国税制にあっては、支援対象者がアップストリーム、支援対象資源が石油・天然ガス及び金属鉱物であり、その範囲が同一であったが、ドイツ及びイタリア税制にあっては、その支援範囲が異なっていた。

調査結果の概観

調査対象3か国（韓国、ドイツ、イタリア）それぞれにおいて、資源開発に関する優遇税制を確認できたが、各措置の支援範囲は国ごとに異なっていた。

		支援対象者		
		供給者		需要者
		アップストリーム	ダウンストリーム	
支援対象資源	石油		【ドイツ】石油備蓄協会（Erdölbevorratungsverband）に対する法人税免除 【ドイツ】石油備蓄協会に対する貿易税免除	
	天然ガス	【韓国】海外資源開発投資に係る課税の特例（해외자원개발 투자에 대한 과세특례）	（参考） 【日本】海投損・減耗控除	【イタリア】液化天然ガス（LNG）の購入費用に係る税額控除 【イタリア】天然ガスの消費量が多い企業に対する天然ガスの購入費用に係る税額控除 【イタリア】工業用メタンガスに対する物品税の軽減
	金属鉱物			

諸外国における資源開発に関する税制度

韓国には、石油・天然ガス及び金属鉱物に関連した優遇税制を確認した。ドイツ・イタリアには、石油又は天然ガスに関連した優遇税制を確認できたが、金属鉱物に関するものは確認できなかった。

国名	制度名	概要	対象資源
韓国	海外資源開発投資に係る課税の特例（해외자원개발투자에 대한 과세특례）	海外資源開発事業者が、海外資源開発のため、鉱業権又は租鉱権を取得するための投資又は出資を行った場合に、当該投資又は出資の金額の3%に相当する金額を、当該投資又は出資をした課税年度の法人税又は所得税から控除する	石油 ^{*1} 、金属鉱物、石炭等
ドイツ	石油備蓄協会（Erdölbevorratungsverband）に対する法人税免除	石油備蓄法第2条第1項に基づく石油備蓄協会に対する法人税を免除する	石油
	石油備蓄協会に対する貿易税免除	石油備蓄法第2条第1項に基づく石油備蓄協会に対する貿易税を免除する	石油
イタリア	液化天然ガス（LNG）の購入費用に係る税額控除 ^{*2}	持続可能性の高い代替燃料の液化天然ガス（LNG）自動車を使用し、第三者のために物流活動や貨物輸送を行う企業に対し、液化天然ガス（LNG）の購入に要した費用の20%を税額控除する	天然ガス
	天然ガスの消費量が多い企業に対する天然ガスの購入費用に係る税額控除 ^{*2}	天然ガスの消費量が多い企業に対し、天然ガスの購入に要した費用の一定割合を税額控除する	天然ガス
	工業用メタンガスに対する物品税の軽減	年間使用量が120万立方メートルを超える者が工業用に使用するメタンガスについて物品税を軽減する	天然ガス

（エネ庁と相談の上、次頁にて韓国税制の制度詳細を掲載）

出所：韓国の法務省「法令情報センター」（参照：2024-06-18）駐日本国大韓民国大使館「海外資源開発への税制優遇拡大」（参照：2024-06-18）ドイツ連邦法務省「BMJ - Bundesministerium der Justiz」（参照：2024-07-04）石油備蓄協会「EBV Erdölbevorratungsverband」（参照：2024-07-04）イタリア共和国労働社会政策省「LEGGE 22 dicembre 2008, n. 203」（参照：2024-07-04）イタリア共和国官報「Testo del decreto-legge 1° marzo 2022, n. 17」（参照：2024-07-04）GTED「Rapporto-spese-fiscali-2022」（参照：2024-07-04）

*1：「鉱業法（광업법）」及び「石油および石油代替燃料事業法（석유 및 석유대체연료 사업법）」における「鉱業権」の定義を踏まえると、天然ガスが含まれると解釈される（国内の資源開発企業に確認）

*2：エネルギーに関する緊急対策の一環で行われた期間限定の措置である

韓国における資源開発に関する税制度

韓国の「海外資源開発投資に係る課税の特例」は、海外での資源開発を支援するという点で、海投損と類似した制度である。

制度名	概要	適用要件	対象資源	支援段階
海外資源開発投資に係る課税の特例	海外資源開発事業者*1が、海外資源開発のため、令和6（2024）年から令和8（2026）年までの間に、鉱業権又は租鉱権を取得するための投資又は出資*2を行った場合に、当該投資又は出資の金額の3%に相当する金額を課税年度の法人税又は所得税から控除する	- 海外資源開発事業計画申告書を産業通商資源部長官に提出すること - 鉱業権の取得等をするための投資又は出資を行うこと	石油*3、金属鉱物、石炭等	開発（開発のための調査及び付随する事業を含む）*4

出所：韓国法務省,“[法令情報センター](#)”.（参照：2024-06-18）.駐日本国大韓民国大使館,“[海外資源開発への税制優遇拡大](#)”.（参照：2024-06-18）.

*1：「海外資源開発事業法（해외자원개발 사업법）」に基づき、海外資源開発事業計画申告書を政府に提出した者をいう。

*2：（1）鉱業権・租鉱権を取得するための投資、（2）鉱業権・租鉱権を取得するための出資であって大統領令で定める外国法人に対する出資、（3）内国人の外国子会社に対する海外直接投資として「外国為替取引法（외국환거래법）」第3条第1項第18号により大統領令で定める投資（内国人の外国子会社が（1）又は（2）の方法で鉱業権・租鉱権を取得する場合に限る）をいう。

*3：「鉱業法（광업법）」及び「石油および石油代替燃料事業法（석유 및 석유대체연료 사업법）」における「鉱業権」の定義を踏まえると、天然ガスが含まれると解釈される（国内の資源開発企業に確認）。

*4：「鉱業法」における「鉱業権」の定義を踏まえると、探鉱が含まれると解釈される（国内の資源開発企業に確認）。

4-2 諸外国における資源開発税制 の効果検証方法の調査

4-2章のまとめ

諸外国における資源開発に関する税制度の効果検証方法及びその結果を調査し、本事業の対象である優遇税制と短期アウトカムの因果関係を分析した文献を確認することができた。

■ 実施概要

- 実施目的は、諸外国における海投損と同様の税制度やその効果検証結果を調査することで、今後の資源・エネルギーの安定供給確保における税制度のあり方を検討することである。
- 調査手法は、文献及びインターネット等のデスクトップ調査である。
- 調査対象と手順は、次のとおりである。
 - ・ 調査対象国を限定せずにインターネットでの検索を実施し、諸外国における資源開発に係る税制度の効果検証事例を調査した。資源エネルギー分野、個別の税制及び関連団体のWebサイトを中心に調査を実施した。

■ 実施結果

- アメリカにおいて、政府機関、アカデミア・研究機関、その他で文献を確認できた。
- 政府機関による文献は租税支出額を整理したのみの文献である。
- アカデミア・研究機関による文献は、優遇措置と中長期アウトカム（生産量、価格等）との因果関係に焦点を当てた分析となっている。
- スtockホルム環境研究所は、税制・補助金の有無がIRRや生産量に与える影響を精査しており、本事業の対象である優遇税制と短期アウトカム（IRR等の経済性指標）の因果関係を調査している。

■ 本章で得られた示唆

- スtockホルム環境研究所の文献における分析方法（優遇措置が投資意思決定指標IRRに与える影響）は、本事業へ適用できると考えられる。例えば、「海投損の有無によるIRRの数値の影響」を分析するという方法である。

諸外国の効果検証に関する文献：資源エネルギー関連税制

文献調査の結果、アメリカにおいて、①政府機関、②アカデミア・研究機関、③その他が発行する9件の文献が見つかった。

発行機関分類	文献の件数並びに発行機関又は著者	確認結果の概要
① 政府機関	■ 件数：5件（以下内訳。CRSは2件、それ以外の機関は各1件） ➢ 財務省租税分析局（Office of Tax Analysis：OTA） ➢ 行政管理予算局（Office of Management and Budget：OMB） ➢ 両院合同租税委員会（Joint Committee on Taxation：JCT） ➢ 議会調査局（Congressional Research Service：CRS）	優遇税制の一覧化又は租税支出額の推計を実施している
② アカデミア・研究機関	■ 件数：3件（以下内訳） ➢ Gilbert E. Metcalf ➢ Maura Allaire and Stephen P. A. Brown ➢ 温室効果ガス排出に対する内国歳入法の規定の影響に関する委員会（COMMITTEE ON THE EFFECTS OF PROVISIONS IN THE INTERNAL REVENUE CODE ON GREENHOUSE GAS EMISSIONS）	経済学的なアプローチ（経済モデルに対して優遇税制等の影響のインプットを行う）により、優遇税制等が資源*1の生産量又は価格や、CO2排出量に与える影響を分析している
③ その他	■ 件数：1件 ➢ スtockホルム環境研究所（Stockholm Environment Institute：SEI）	優遇税制等がIRRへ与える影響を調査し、ハードルレートとの比較により業界へ与える影響を調査している

*1：石油・天然ガス等を対象としている

*2：William D. Nordhaus（イェール大学経済学教授）が議長を務める委員会

① 政府機関による文献

複数確認できた政府機関による文献のうち、以下にOTAによる租税支出の推計値を示す。これらの文献は詳細な分析方法を示しているわけではないため、本事業での分析方法としては採用しなかった。

OTAによる租税支出推計（推計を行っている箇所を抜粋）

Table 1. ESTIMATES OF TOTAL INCOME TAX EXPENDITURES FOR FISCAL YEARS 2023-2033												
(in millions of dollars)												
	Total from corporations and individuals											
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2024-2033
National Defense												
1 Exclusion of benefits and allowances to armed forces personnel	15,990	16,600	17,250	17,940	16,740	16,990	17,650	18,440	19,310	20,250	21,250	182,420
International affairs:												
2 Exclusion of income earned abroad by U.S. citizens	5,420	5,600	5,730	5,870	6,000	6,140	6,280	6,420	6,570	6,720	6,880	62,210
3 Exclusion of certain allowances for Federal employees abroad	280	300	310	330	350	370	390	410	430	450	480	3,820
4 Reduced tax rate on active income of controlled foreign corporations (normal tax method)	45,190	46,540	47,940	41,940	43,200	44,490	45,830	47,200	48,620	50,080	51,580	467,420
5 Deduction for foreign-derived intangible income derived from trade or business within the U.S.	15,240	15,690	16,170	9,950	10,250	10,560	10,870	11,200	11,530	11,880	12,240	120,340
6 Interest Charge Domestic International Sales Corporations (IC-DISCs)	1,620	1,690	1,780	2,010	2,200	2,330	2,440	2,560	2,660	2,770	2,900	23,340
General science, space, and technology:												
7 Expensing of research and experimentation expenditures (normal tax method)	-38,660	-28,850	-17,940	-5,610	0	0	0	0	0	0	0	-52,400
8 Credit for increasing research activities	28,220	30,040	31,880	33,800	35,710	37,640	39,640	41,700	43,840	46,060	48,340	388,650
Energy:												
9 Expensing of exploration and development costs, oil and gas	700	70	-50	-80	140	330	350	340	330	300	290	2,020
10 Expensing of exploration and development costs, coal	50	0	0	-10	10	30	30	30	30	30	20	170
11 Excess of percentage over cost depletion, oil and gas	1,530	1,590	1,490	1,470	1,490	1,530	1,560	1,610	1,670	1,740	1,820	15,970
12 Excess of percentage over cost depletion, coal	90	90	90	110	110	120	130	140	140	150	150	1,230
13 Exception from passive loss limitation for working interests in oil and gas properties	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
14 Enhanced oil recovery credit	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 Marginal wells credit	190	180	270	270	180	80	20	0	0	0	0	1,000
16 Amortize all geological and geophysical expenditures over 2 years	140	150	150	150	150	150	150	140	140	140	140	1,460

出所：OTA. "[Tax-Expenditures-FY2025](#)".（参照2024-09-12）.

② アカデミア・研究機関による文献

アカデミア・研究機関による文献は、優遇措置と中長期アウトカム（生産量、価格等）との因果関係に焦点を当てた分析となっている。

N o.	文献名	文献名（和訳）	発行年	発行機関・著者（所属大学）	概要	対象資源
1	The Impact of Removing Tax Preferences for US Oil and Natural Gas Production: Measuring Tax Subsidies by an Equivalent Price Impact Approach	米国の石油・天然ガス生産に対する優遇税制撤廃の影響：等価価格影響アプローチによる租税補助金の測定	2016年	Gilbert E. Metcalf（タフツ大学経済学名誉教授）	石油・天然ガスに関連する3つの優遇税制が、採掘活動、生産量、価格へ与える影響を分析	石油と天然ガスの制度を対象
2	U.S. Energy Subsidies: Effects on Energy Markets and Carbon Dioxide Emissions	米国のエネルギー補助金：エネルギー市場と二酸化炭素排出への影響	2012年	Maura Allaire（ノースカロライナ大学博士課程在籍）、 Stephen P. A. Brown（Resources for the Future非常勤研究員、ネバダ大学経済学教授）	優遇税制と補助金が、エネルギー市場とCO2排出量へ与える影響を分析	石油・天然ガス、再生可能エネルギー、原子力等の制度を対象
3	Effects of U.S Tax Policy on Greenhouse Gas Emissions	米国租税政策が温室効果ガス排出に及ぼす影響	2013年	温室効果ガス排出に対する内国歳入法の規定の影響に関する委員会（Nordhaus, W. D.（イェール大学スターリング経済学教授）が議長を務める）	優遇税制や補助金の影響を組み込み、GHG排出量を分析	石油・天然ガス、再生可能エネルギー、原子力等の制度を対象

出所：Gilbert E. Metcalf. [“The Impact of Removing Tax Preferences for U.S. Oil and Natural Gas Production: Measuring Tax Subsidies by an Equivalent Price Impact Approach”](#)、The Pew Charitable Trusts. [“U.S. Energy Subsidies: Effects on Energy Markets and Carbon Dioxide Emissions”](#)、National Research Council. [“Effects-of-US-Tax-Policy-On-Greenhouse-Gas-Emissions”](#)（参照2024-09-12）。

③ その他機関による文献

ストックホルム環境研究所は、税制・補助金の有無がIRRや生産量に与える影響を精査しており、本事業の対象である優遇税制と短期アウトカム（IRR等の経済性指標）の因果関係を分析している。

文献名	文献名（和訳）	発行年	発行機関	概要	対象資源
Effect of government subsidies for upstream oil infrastructure on U.S. oil production and global CO2 emissions	石油上流インフラへの政府補助金が米国の石油生産と世界のCO2排出量に及ぼす影響	2017年	ストックホルム環境研究所 (Stockholm Environment Institute : SEI)	■ 補助金等の有無によりIRRがハードルレートを超えるかという観点から、補助金等が資源の生産量に与える影響について調査している ■ 広範な州および連邦政府の補助金群が業界の意思決定に与える影響を、油田ごとの詳細なデータを用いてシミュレーションしている。特定の企業の事例を用いて、各制度がどのように投資に影響を与えるかを分析している	原油（Crude oil）のfield毎のIRRを試算している

■ スtockホルム環境研究所（Stockholm Environment Institute : SEI）

- 概要：スウェーデンの法律に基づいて登録された財団で、環境と開発の課題に取り組む国際的な非営利の研究機関である。7カ国に事務所がある
- 設立：1989年
- 法的根拠：1988年8月18日の政府決定に主要な任務と構造が定められている
- 資金拠出元：スウェーデン国際開発協力庁（Sida）、スウェーデン環境省、欧州委員会等がある
- 主な目的：環境分野での研究やその他の研究を開始および実施し、知識を広めること

■ （参考）スウェーデンの資源・エネルギーの状況

- 2021年において、EU加盟国の中で「最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー比率」が62.6%と最も高い

出所：Stockholm Environment Institute, Working Paper 2017-02 . “[Effect of government subsidies for upstream oil infrastructure on U.S. oil production and global CO2 emissions](#)”（参照2024-06-28）.European Union. “[22% of energy consumed in 2021 came from renewables](#)”（参照2024-09-12）.

【前頁③の詳細】「石油上流インフラへの政府補助金が米国の石油生産と世界のCO2排出量に及ぼす影響」の概要

本事業の分析方法の参考になる箇所を整理した。本論文は生産量などのマイクロデータを利用して、優遇措置がIRR等の経済性指標を通して意思決定に与える影響を分析している。

文献名	Effect of government subsidies for upstream oil infrastructure on U.S. oil production and global CO2 emissions (和訳：石油上流インフラへの政府補助金が米国の石油生産と世界のCO2排出量に及ぼす影響)																										
発行年度 及び著者	2016年8月 Peter Erickson, Adrian Down and Michael Lazarus,ストックホルム環境研究所（Stockholm Environment Institute：SEI） Doug Koplow, Earth Track																										
主な ポイント	■ 本論文がテーマとする2つの問い：①どのように優遇措置が石油の生産、消費、CO2排出量に影響を与えているか。②優遇措置の適用によりこれらの値がどれだけ変化したか ■ 本論文の2つの特徴：①12個の優遇措置を分析対象とする点 ②全米の大きな3つの石油関連地域における生産量などのマイクロデータを利用して、経済性指標にどのように影響を与えているかを評価する点 ■ 分析方法：投資家は時間価値を重視するため、現在価値の概念を考慮しているNPV及びIRRを使って優遇措置がキャッシュフローや利益に与える影響を把握 ■ 分析結果【優遇措置と投資意思決定の関係】：IRRがハードルレートを超えると生産が行われる仮定の下、各優遇措置のIRRの押し上げに対する貢献度合いを図示し、ハードルレート（10％）を超えることにより生産量増加につながることを分析している。上記いずれの地域を見ても、IRRの変化（2～6％）を通じて生産量の変化に影響を与えることを確認 ■ （参考）感応度分析：油価に対する投資依存度（優遇措置がなければ発見されても生産されない量の変化）の変化について分析を実施 各種優遇措置によるIRRの押し効果 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>IRRの押し効果 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>Starting IRR</td><td>5.9%</td></tr><tr><td>Bonding</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>Rail safety</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>Road maintenance</td><td>1.8%</td></tr><tr><td>MLP</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>SPR</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>Royalty-free use</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>G&G expenses</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>IDCs</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>Percentage depletion</td><td>1.2%</td></tr><tr><td>199 deduction</td><td>0.2%</td></tr><tr><td>Final IRR</td><td>14.6%</td></tr></tbody></table> 図：優遇措置がIRRに与える影響 (優遇措置適用前のIRRはハードルレート10%を下回るが適用後は上回っている)	項目	IRRの押し効果 (%)	Starting IRR	5.9%	Bonding	0.1%	Rail safety	0.4%	Road maintenance	1.8%	MLP	0.1%	SPR	0.0%	Royalty-free use	0.1%	G&G expenses	0.0%	IDCs	4.8%	Percentage depletion	1.2%	199 deduction	0.2%	Final IRR	14.6%
項目	IRRの押し効果 (%)																										
Starting IRR	5.9%																										
Bonding	0.1%																										
Rail safety	0.4%																										
Road maintenance	1.8%																										
MLP	0.1%																										
SPR	0.0%																										
Royalty-free use	0.1%																										
G&G expenses	0.0%																										
IDCs	4.8%																										
Percentage depletion	1.2%																										
199 deduction	0.2%																										
Final IRR	14.6%																										

出所：Stockholm Environment Institute, Working Paper 2017-02 . “[Effect of government subsidies for upstream oil infrastructure on U.S. oil production and global CO2 emissions](#)”（参照2024-06-28） .

- 5 政策効果の分析：関係団体、企業へのヒアリング実施
- 6 政策効果の分析：投資促進効果の検証
- 7 今後の資源の安定供給確保における税制度の検討

5章・6章・7章のまとめ

5章・6章・7章の実施概要、実施結果は以下のとおりである。本事業の結果、海投損は資源開発事業の投資意思決定に寄与している可能性があると考えられる。

5 政策効果の分析： 関係団体、企業へのヒアリング実施	6 政策効果の分析： 投資促進効果の検証	7 今後の資源の安定供給確保における 税制度の検討
■ 実施概要 ➤ 資源開発事業における海投損の利用状況やその効果の実態を定性的に把握するために、関係団体や企業へのヒアリングを実施した ■ 実施結果 ➤ ヒアリングを通じて、資源開発事業における海投損の利用有無及びその理由や、海投損の今後のニーズ等を確認した	■ 実施概要 ➤ 資源開発事業における海投損の利用状況やその効果の実態を定性的に把握するために、資源開発プロジェクトに関する分析を実施した ■ 実施結果 ➤ 資源開発プロジェクトに関して、「海投損利用・非利用の別」、「資源の種類別の別」、「探鉱・開発の別」等の分類で実績を整理すること等を通じて、海投損を利用することによる投資促進効果の検証を行った	■ 実施概要 ➤ 各章で得られた分析結果及び示唆に基づき、資源の安定供給確保における税制の今後のあり方について検討を行った ■ 実施結果 ➤ 主に5章のヒアリング調査や6章の投資促進効果の検証を基に、海投損の効果や今後の有用性について総合的に検討を行った

免責事項

■ ご提供いただいた資料、情報等に基づいた分析等である点

本報告書は、貴庁から提供された資料に基づく前述の事実関係のみに基づいております。資料の網羅性、正確性については、弊法人では検証、確認をしておりません。当該情報、事実関係に変更、追加事項があれば本報告書に記載の弊法人の意見または解釈の変更、有効性喪失の可能性があります。

■ 本報告書の位置づけについて

本報告書は、提供時点における提供する業務対象に適用される法令等に基づくものであり、将来的に法令等が改廃または変更された場合、弊法人の解釈も変わる可能性があります。当該法令等の改廃または変更に伴い本報告書を更新する義務を負うものではありません。また、本報告書は税務当局及び裁判所を拘束するものではなく、税務当局及び裁判所が弊法人の意見、解釈に同意することを保証するものではありません。

本報告書は、貴庁における検討・政策判断の際の参考として提示又は提供されるものであり、貴庁はご自身の判断・責任においてその内容を評価の上、採否をご決定頂く必要がございます。

■ 本報告書の第三者開示

本報告書はここに記載された取引のみに関するものであり、貴庁でのみ、かつ当該取引の目的においてのみ使用されることを意図して作成されたものです。従って、当該取引以外の目的に使用されること、第三者によって使用されること、第三者に提供されること及び本資料に第三者が依拠することは出来ないものであることにご注意ください。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に発生または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited